

令和5年度 西之表市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての部署及び機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）は、次に掲げる施設等のうち、物品等の調達が可能な島内の施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 次に掲げる要件を全て満たす重度障害者多数雇用事業所
 - (ア) 障害者の雇用者数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員の20パーセント以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30パーセント以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象とする物品等

障害者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等とする。

6 調達の推進方法

- (1) 年度ごとに、前年度の物品等の調達実績等を勘案して、当該年度に調達する物品等の目標を設定する。
- (2) 各課等が調達を円滑に進めることができるよう、福祉事務所は、障害者就労施設等が受注可能な物品等に係る情報を収集し、各課等に提供する。
- (3) 各課等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び西之表市契約規則（昭和51年西之表市規則第9号）等の規定に基づき、予算の適正な執行に留意しつつ、随意契約による調達の推進に努める。
- (4) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置された西之表市シルバー人材センター及び西之表市内の民間事業所などに配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

7 調達の方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

8 調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の調達水準を維持又は上回ることを目標とする。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等への発注においては、納期や納入条件等の設定について、当該施設等の受注能力等に十分配慮する。
- (2) 職員個人や市民等からの物品等の調達推進にも資するよう、障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報を、市ホームページ等を活用し発信する。
- (3) 物品等の調達のほか、市及び市の関係団体等が実施する各種イベント等において、そのイベント等の開催趣旨などを考慮した上で、障害者就労施設等が供給可能な物品の販売機会の確保にも努めるものとする。

附 則

この方針は、令和5年6月8日から施行し、令和5年度の調達分から適用する。